

浜名湖・ボート転覆事故6人書類送検

県教委責任 踏み込む

記 西野 友章

県立三ヶ日の家（浜松市）が浜名湖で主催したボート訓練で愛知県豊橋市立章南中1年の私の娘西野花菜（当時12）が死亡した事故で、県警は12日、青年の家の運営者だけでなく、県教育委員会の監督責任にも踏み込み、業務上過失致死容疑で書類送検しました。県教委は「深くお詫びしたい。事故を二度と起こさないことが我々の責務だ」と受け止めました。事故は2010年6月18日午後3時25分ごろ、浜松市北区浜名湖の北部で発生。生徒18人、教諭2人の手こぎボートが悪天候で動けなくなり、所長にモーターボートで引航されるうちに転覆。転覆した船体の中に残り残された花菜が水死しました。

県警捜査1課と細江署は、所長が、大雨、強風、波浪などの注意報が出た悪天候にもかかわらず訓練実施を決めたほか、ボートの正しい航経験がないことから、かじの操作や排水などで適切な指示を出せず、不適切な方法で引航したなどの過失により、事故を引き起こしたと判断しました。女性指導員も悪天候などの判断に過失があったとしました。

小プロの男性マネージャーは、注意報発令などを訓練中止基準としてマニュアルに定めず、引航訓練も事前に行わずに、事故を想定した救助体制を定めていなかったなどの過失が事故につながったとしました。県教委の担当者らは、小プロにこれらを行わせる指導・監督を怠り、引率責任者の校長は小プロ側と協議を怠り、訓練を漫然と実施させた過失があったと判断しました。

県教委「深くおわび」

小プロ「再発防止を」

書類送検を受け、県教委の安倍徹教育長は、

「亡くなった西野花菜さんのご冥福をお祈りし、ご両親と3月に卒業する中学の同級生、県民の皆様にご深くおわびしたい。送検を重く受けとめている」と謝罪しました。将来はボート訓練の再開を考えているとし、「安全な訓練にするために必要なことを整理したい」と述べました。

小プロは「社員個人の責任ではなく、会社の責任。ご遺族に深くおわび申し上げ、今後事故原因の解明に協力し、再発防止に努めていく」と話しました。

豊橋市教育委員会は加藤正俊教育長名で「内容を確認していないのでコメントできない」とする談話を発表しました。

「6人、重く受けとめて」西野さんの父親

私は、12日、当時の中学校長ら6人の書類送検について「6人それぞれが重く受けとめ、事故を二度と起こさないように取り組んでほしい」と思いを述べました。

私は特に豊橋市の対応について「学校の責任は大きいのに、国土交通省運輸安全委員会の調査で学校の責任が触れられていなかったためか、市は法的責任についてあいまいな姿勢だった。民事訴訟で和解しても、『謝れと言うから謝った』というような態度だった」と不信感を抱きました。

「書類送検したという事は、適正な捜査でも容疑が認められたということ。市はしっかりと受け止めて姿勢を改め、再発防止に努めてほしい」と話しました。県教委の担当者が書類送検されたことには「施設の管理を指定管理者に丸投げし、安全確認もしていなかった」と批判。当時の青年の家の所長についても「引航したボートが転覆したのだから刑事責任は大きい。二度と繰り返さないでほしい」と求めました。

【2013年2月13日朝日新聞参照】



ボート転覆 書類送検

遺族 「訴訟より意義」

再発防止策推進 訴え

記 西野 友章

2010年6月に浜名湖で県立三ヶ日青年の家の手こぎボートが転覆し、私の娘西野花菜（当時12）が死亡した事故から8カ月。細江署などが12日午前、6人を書類送検したことを受け、民事訴訟などを通じて関係者の管理責任を追及してきた私たちは「節目としては民事訴訟よりもはるかに意義が大きい」と警察の判断を前向きに捉えました。

私たちは昨年5月、生徒の安全に配慮する義務を怠ったとして豊橋市と静岡県、青年の家の指定管理者の3者を相手に提訴。12月までに、県と指定管理者は損害賠償金を支払い、豊橋市は事故の責任を認めて謝罪する内容で和解が成立しました。

「民事での判断を受けてもなお、豊橋市には事故を起こしたという当事者意識が薄いと感じていた」。私は、当時の章南中学校長にも過失が問われたことを評価します。「起訴、不起訴は別にして、豊橋市にまで捜査の手が及んだこと市はしっかり受け止めるべき。真剣に再発防止の取り組みを進めてほしい」

事故以来、細江署の担当刑事は毎月、私の家を訪れて対話を重ねてきました。送検までに長い時間を要したことについて、私は「丁寧に対応してくれた。送検まで長いと感じたことはあったが、適正に捜査を進めてくれた

のだろう」と話しました。

県と学校の責任追及

私の娘西野花菜が野外体験活動中に死亡した事故で、県警は指定管理者だけでなく、委託元の県や学校の責任にも言及しました。現場任せともいえる県や学校の危機管理意識の希薄さを厳しく問いたです結果となりました。

事故は県が指定管理者制度導入から約2カ月半後に発生しました。引き継ぎから、気象注意報発令時の中止基準やえい航の実施基準などはありませんでした。県営時代に大きな事故がなかったからといってマニュアルの見直しも十分にしないまま指定管理者に委託した県の責任は重いと、県警は判断。指定管理者制度そのものの在り方に厳しくメスを入れました。県警は生徒の安全を守るべき学校長の危機管理意識の欠如も問題視しました。事故当日は、雨が降り、白波が立つほどの悪天候。校長が訓練の中止を申し入れることでもできたはずですが、所員にいわれるまま疑問を持たずに訓練を実施した対応が、尊い命が奪われる要因の一つと県警は判断しました。

野外体験活動は安全が確保された上で成り立ちます。指定管理者が安全を確保するのは当然ですが、委託元や県や実施主体の学校が主体的に関わって、生徒の命を守っていく必要があります。

【2013年2月12日静岡夕刊参照】

